

議案第 1 8 2 号

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	京丹後市弥栄町木橋 5 4 8 番地	京丹後市大宮町口大野 8 8 番地 株式会社 にしがき	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

## 採点集計表【京丹後市弥栄あしぎぬ温泉】

議案第182号 資料

選定基準	個別配点	×12人	審査項目	配点 (満点)	株式会社にしがき		失格点	
					得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	120	管理運営の基本的な考え方の適合性	120	120	120	100%	36未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	480	運営の基準、サービス提供内容への取組み	120	97	424	88%	144未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	204	183			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	60	48			
			利用者等の要望の把握	24	24			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	72	72			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	360	収支計画の妥当性	120	96	265	74%	108未満
			収支改善策	60	49			
			指定管理料の多寡	180	120			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	20	240	経営理念の健全性	12	12	216	90%	72未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	96	72			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	48	48			
			団体による本事業への支援体制	12	12			
			事務・会計処理の能力	24	24			
			従業員研修・教育の妥当性	24	24			
			雇用効果	24	24			
計【配点100×12人=1,200】				1200	1025	85%	720未満	

※審査会で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第182号 京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の指定管理者の指定につ いて	政策等 の区分	計画 ・ <b>事業</b> ・ 条例 その他 ( )
------------	--	------------	--------------------------------

《政策等の概要》	《市民参加の状況》				
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉は、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、「株式会社にしがき」を指定管理者に指定することとして、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。	有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)				
	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
R3～R7年度					73,800
73,800					
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》				
地方自治法の改正による指定管理者制度の創設以降、市では観光施設をはじめ多くの施設に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減に努めているところである。 現指定管理者の指定期間が令和3年3月末をもって満了することから、指定管理者制度の導入による効果を分析し運営形態を判定した結果、当該施設においては令和3年4月以降も指定管理者による管理運営を行うこととしたことから、当該団体を指定管理者として、新たに指定するものである。	指定管理者制度により施設の運営管理を継続することで、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図るなど、施設運営について一層の効用増加が期待できる。当該候補者は、平成23年から継続して指定管理者として本施設の運営管理を行っており、本施設の全般を熟知しているとともに、地元協働等による地域や地域経済の活性化等に寄与するものと期待される。 指定管理料は、議会議決後、指定申請書で提案された額を基本として、協定により締結する。				
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》				
R2.8.24 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R2.9.13 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R2.9.18 公募開始 R2.10.16 公募の結果、1者が応募 R2.11.6 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として「株式会社にしがき」を選定	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進		
《政策等の実施時期》	○その他の計画(該当する場合のみ)				
指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。	計画名称	第3次京丹後市観光振興計画			
	策定年度	平成29年度			
	計画期間	平成30年度～令和4年度			
	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)		
	商工観光部	観光振興課	有 <b>無</b>		